

越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの使用料見直しについて

目 次

- 越谷市立体育館条例の一部改正(案)について P.1
- 越谷市立屋外体育施設条例の一部改正(案)について P.3
- 越谷市民プール設置及び管理条例の一部改正(案)について . . . P.5
- 越谷市立体育館条例新旧対照表 P.6
- 越谷市立屋外体育施設条例新旧対照表 P.9
- 越谷市民プール設置及び管理条例新旧対照表 P.12

越谷市立体育館条例の一部改正（案）について

【市民協働部スポーツ振興課】

1 改正の背景

平成17年度に策定した「使用料等のあり方に関する基本方針」（以下「本方針」という。）について、社会経済情勢や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年度に全面的な改定を行った。そして、本方針に基づき、令和2年度に使用料等の見直しを検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響から見送ることとした。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、公共施設の老朽化による維持管理経費の増加や多様化する利用者のニーズなどに的確に対応するため、改めて本方針を改定する必要が生じた。このため、使用料等の考え方をより明確化し、公平性と透明性を確保するとともに、増加する施設管理コストの対応や受益者負担の適正化などの観点から令和7年6月に本方針の改定を行った。

本方針を踏まえ、使用料等の見直しを行う必要が生じたことから越谷市立体育館の使用料等について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 別表第1第1項（北・南・西体育館及び地域スポーツセンター）

各区分に係る使用料の引き上げ及び「会議室」に係る使用料を新たに定めるもの

区 分				午前9時 ～午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後5時 ～午後7時	午後7時 ～午後9時
北体育館、 南体育館、 西体育館及 び地域スポ ーツセンタ ー	体育室	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ションに 使用する 場合	全 面 使 用	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 2,000
		2分の 1使用		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		その他の 場合	全 面 使 用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
地域スポ ーツセンタ ー	卓 球 場	1 面 使 用		400	400	400	400	400	400



区 分				午前9時 ～午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後5時 ～午後7時	午後7時 ～午後9時
北体育館、 南体育館、 西体育館及 び地域スポ ーツセンタ ー	体育室	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ションに 使用する 場合	全 面 使 用	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>
		2分の 1使用		<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>
		その他の 場合	全 面 使 用	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
	会 議 室			<u>2時間 200円</u>					
地域スポ ーツセンタ ー	卓 球 場	1 使 面 用		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>

(2) 別表第2第1項（総合体育館）

各区分に係る使用料の引き上げ及び個人使用（第一体育室）の項を削るもの

総合体育館	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する場合	第1体育室	全面使用	円 14,400	円 19,200	円 19,200	円 52,800
			4分の3使用	10,800	14,400	14,400	39,600
			4分の2使用	7,200	9,600	9,600	26,400
			4分の1使用	3,600	4,800	4,800	13,200
		第2体育室	全面使用	2,800	3,800	3,800	10,400
			2分の1使用	1,400	1,900	1,900	5,200
		武道場	全面使用	2,800	3,800	3,800	10,400
			2分の1使用	1,400	1,900	1,900	5,200
	その他の場合	第1体育室		43,200	57,600	57,600	158,400
		第2体育室		7,900	10,400	10,400	28,700
	個人使用		第1体育室	2時間 300円 児童・生徒については半額とする。			
	会議室	会議室1		2時間 400円			
		会議室2		2時間 200円			



総合体育館	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する場合	第1体育室	全面使用	円 21,600	円 28,800	円 28,800	円 79,200
			4分の3使用	16,200	21,600	21,600	59,400
			4分の2使用	10,800	14,400	14,400	39,600
			4分の1使用	5,400	7,200	7,200	19,800
		第2体育室	全面使用	4,200	5,700	5,700	15,600
			2分の1使用	2,100	2,850	2,850	7,800
		武道場	全面使用	4,200	5,700	5,700	15,600
			2分の1使用	2,100	2,850	2,850	7,800
	その他の場合	第1体育室		64,800	86,400	86,400	237,600
		第2体育室		11,850	15,600	15,600	43,050
	会議室	会議室1		2時間 600円			
		会議室2		2時間 300円			

※ その他、「児童・生徒(小・中学生及び高校生)」が7割以上を占める団体が使用する場合、使用料を半額とする条文整備を行う。

3 施行日

令和9年1月1日（別表第1に係る改正は令和9年2月1日）

※ 改正後の別表第1及び第2の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る使用料について適用（同日前の使用に係る使用料は、従前の例による）。

4 根拠法令

地方自治法第225条

越谷市立屋外体育施設条例の一部改正（案）について

【市民協働部スポーツ振興課】

1 改正の背景

平成17年度に策定した「使用料等のあり方に関する基本方針」（以下「本方針」という。）について、社会経済情勢や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年度に全面的な改定を行った。そして、本方針に基づき、令和2年度に使用料等の見直しを検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響から見送ることとした。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、公共施設の老朽化による維持管理経費の増加や多様化する利用者のニーズなどに的確に対応するため、改めて本方針を改定する必要が生じた。このため、使用料等の考え方をより明確化し、公平性と透明性を確保するとともに、増加する施設管理コストの対応や受益者負担の適正化などの観点から令和7年6月に本方針の改定を行った。

本方針を踏まえ、使用料等の見直しを行う必要が生じたことから越谷市立屋外体育施設の使用料等について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

別表第2第1項について、各屋外体育施設に係る使用料の引き上げ等を行うもの

屋外体育施設	区分	使用単位	金額(円)	金額(円)
越谷市民球場	野球場1面	午前9時～正午	<u>7,200</u>	<u>10,800</u>
		午後1時～午後5時	<u>9,600</u>	<u>14,400</u>
		午後6時～午後9時	<u>7,200</u>	<u>10,800</u>
		午前9時～午後9時	<u>24,000</u>	<u>36,000</u>
	会議室1室	1時間	<u>200</u>	<u>300</u>
しらこぼと運動公園野球場	1面	1時間	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>
その他の野球場	1面	1時間	1,000	1,000
ソフトボール場	1面	1時間	<u>700</u>	<u>1,050</u>
越谷総合公園多目的運動場	全面	1時間	<u>1,600</u>	<u>2,400</u>
	2分の1面	1時間	<u>800</u>	<u>1,200</u>
	4分の1面	1時間	<u>400</u>	<u>600</u>
しらこぼと運動公園競技場	競技場1面	個人1回	<u>300</u>	<u>450</u>
		午前9時～正午	<u>5,400</u>	<u>8,100</u>
		午後1時～午後5時	<u>7,200</u>	<u>10,800</u>
	団体	午前9時～午後5時	<u>12,600</u>	<u>18,900</u>
		1時間	<u>100</u>	<u>150</u>
しらこぼと運動公園第2競技場	全面	1時間	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>
	2分の1面	1時間	<u>600</u>	<u>900</u>

しらこぼと運動公園庭球場	1面	1時間	<u>500</u>		<u>600</u>
東越谷第二公園庭球場	1面	1時間	<u>500</u>		<u>600</u>
越谷総合公園庭球場（A・B面）	<u>1面</u>	<u>1時間</u>	<u>(400)</u>		<u>600</u>
川柳公園庭球場	<u>1面</u>	<u>1時間</u>	<u>(400)</u>		<u>600</u>
出羽公園庭球場	<u>1面</u>	<u>1時間</u>	<u>(400)</u>		<u>600</u>
その他の庭球場	1面	1時間	400		400
サッカー場	1面	1時間	1,000		1,000
洋弓場	<u>1的</u>	1時間	200		200
弓道場	<u>1的</u>	1時間	<u>200</u>		<u>300</u>
相撲場	全面	個人1時間	<u>100</u>		<u>150</u>
		団体1時間	<u>500</u>		<u>650</u>

- ※1 「越谷総合公園庭球場（A・B面）」、「川柳公園庭球場」及び「出羽公園庭球場」は、元々「その他の庭球場」として料金設定されていたが、使用料の見直しに伴い個別に規定する。
- ※2 洋弓場及び弓道場は、区分を「1面」から「1的」に改める。
- ※3 「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき算定された使用料（試算額）が現行使用料を下回る施設及び改修工事等が行われておらず老朽化が進んでいる施設は改正なし。

その他、「児童・生徒（小・中学生及び高校生）」が7割以上を占める団体が使用する場又は児童・生徒が個人で使用する場合は、使用料を半額とする条文整備を行う。

3 施行日

令和9年2月1日

- ※ 改正後の別表第2の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る使用料について適用（同日前の使用に係る使用料については、従前の例による）。

4 根拠法令

地方自治法第225条

越谷市民プール設置及び管理条例の一部改正（案）について

【市民協働部スポーツ振興課】

1 改正の背景

平成17年度に策定した「使用料等のあり方に関する基本方針」（以下「本方針」という。）について、社会経済情勢や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年度に全面的な改定を行った。そして、本方針に基づき、令和2年度に使用料等の見直しを検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響から見送ることとした。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、公共施設の老朽化による維持管理経費の増加や多様化する利用者のニーズなどに的確に対応するため、改めて本方針を改定する必要が生じた。このため、使用料等の考え方をより明確化し、公平性と透明性を確保するとともに、増加する施設管理コストの対応や受益者負担の適正化などの観点から令和7年6月に本方針の改定を行った。

本方針を踏まえ、使用料等の見直しを行う必要が生じたことから越谷市民プールの使用料について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

別表第1項に規定する使用料について、各区分に係る使用料の引き上げ及び「高校生」に係る使用料（トレーニングルームのみ）を新たに定めるもの

区分		午前9時30分 ～正午	午後1時 ～午後3時30分	午後4時 ～午後6時30分	午後7時 ～午後9時30分
温プ ール	児童・生徒	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>
	一般	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>
	60歳以上	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
トレ ー ニ ン グ ル ー ム	一般	<u>1回 400円</u>			
	60歳以上	<u>1回 200円</u>			



温プ ール	児童・生徒	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>
	一般	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>
	60歳以上	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>
トレ ー ニ ン グ ル ー ム	高校生	<u>1回 450円</u>			
	一般	<u>1回 600円</u>			
	60歳以上	<u>1回 300円</u>			

※ その他、温水プールにおける“児童・生徒”料金の対象として、新たに「高校生」を加えるための条文整備等を行う。

3 施行日

令和9年3月1日

※ 改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る使用料について適用（同日前の使用に係る使用料については、従前の例による）。

4 根拠法令

地方自治法第225条

越谷市立体育館条例新旧対照表

新

別表第1(第10条関係)

1 基本使用料

区 分				午前9時 ～午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後5時 ～午後7時	午後7時 ～午後9時
北体育館、 南体育館、 西体育館及 び地域スポ ーツセンタ ー	体育室	アマチュア スポーツ及 びレクリエ ーションに 使用する場 合	全 面 使 用	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>
			2分の 1使用	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>
		その他の場 合	全 面 使 用	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
	会 議 室			2時間 200円					
地域スポ ーツセンタ ー	卓 球 場	1面使用		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>

2 条文略

備考

(1) 児童又は生徒(義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は
高等学校等の生徒をいう。以下同じ。)が7割以上を占める
団体(以下「児童生徒関係団体」という。)が使用する場

旧

別表第1(第10条関係)

1 基本使用料

区 分				午前9時 ～午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後5時 ～午後7時	午後7時 ～午後9時
北体育館、 南体育館、 西体育館及 び地域スポ ーツセンタ ー	体育室	アマチュア スポーツ及 びレクリエ ーションに 使用する場 合	全 面 使 用	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>
			2分の 1使用	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
		その他の場 合	全 面 使 用	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>
	地域スポ ーツセンタ ー	卓 球 場	1面使用		<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>

2 条文略

備考

合の基本使用料は、半額とする。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

別表第2(第10条関係)

1 基本使用料

区 分				午 前	午 後	夜 間	全 日
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
総合 体育館	リエーション アマチュアスポーツ に使用する場合	第1体育室	全 面 使 用	円 21,600	円 28,800	円 28,800	円 79,200
			4 分の 3 使用	16,200	21,600	21,600	59,400
			4 分の 2 使用	10,800	14,400	14,400	39,600
			4 分の 1 使用	5,400	7,200	7,200	19,800
		第2体育室	全 面 使 用	4,200	5,700	5,700	15,600
			2 分の 1 使用	2,100	2,850	2,850	7,800
		武道場	全 面 使 用	4,200	5,700	5,700	15,600
			2 分の 1 使用	2,100	2,850	2,850	7,800

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 体育館の会議室の使用は、無料とする。

(5) 条文略

別表第2(第10条関係)

1 基本使用料

区 分				午 前	午 後	夜 間	全 日
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
総合 体育館	リエーション アマチュアスポーツ に使用する場合	第1体育室	全 面 使 用	円 14,400	円 19,200	円 19,200	円 52,800
			4 分の 3 使用	10,800	14,400	14,400	39,600
			4 分の 2 使用	7,200	9,600	9,600	26,400
			4 分の 1 使用	3,600	4,800	4,800	13,200
		第2体育室	全 面 使 用	2,800	3,800	3,800	10,400
			2 分の 1 使用	1,400	1,900	1,900	5,200
		武道場	全 面 使 用	2,800	3,800	3,800	10,400
			2 分の 1 使用	1,400	1,900	1,900	5,200

その 場 合	第 1 体育室	<u>64,800</u>	<u>86,400</u>	<u>86,400</u>	<u>237,600</u>
	第 2 体育室	<u>11,850</u>	<u>15,600</u>	<u>15,600</u>	<u>43,050</u>
会 議 室	会 議 室 1	2時間 <u>600円</u>			
	会 議 室 2	2時間 <u>300円</u>			

2 条文略

備考

(1) 児童生徒関係団体が使用する場合の基本使用料は、半額とする。

(2) 条文略

}

(5) 条文略

その 場 合	第 1 体育室	<u>43,200</u>	<u>57,600</u>	<u>57,600</u>	<u>158,400</u>
	第 2 体育室	<u>7,900</u>	<u>10,400</u>	<u>10,400</u>	<u>28,700</u>
個 人 使 用	第1体育室	2時間 <u>300円</u> <u>児童・生徒については半額とする。</u>			
会 議 室	会 議 室 1	2時間 <u>400円</u>			
	会 議 室 2	2時間 <u>200円</u>			

2 条文略

備考

(1) 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童、生徒とする。

(2) 条文略

}

(5) 条文略

越谷市立屋外体育施設条例新旧対照表

新				旧			
別表第2(第7条関係)				別表第2(第7条関係)			
1 基本使用料				1 基本使用料			
屋外体育施設	区 分	使 用 単 位	金額(円)	屋外体育施設	区 分	使 用 単 位	金額(円)
越 谷 市 民 球 場	野球場 1 面	午前9時～正 午	<u>10,800</u>	越 谷 市 民 球 場	野球場 1 面	午前9時～正 午	<u>7,200</u>
		午後1時～午後5時	<u>14,400</u>			午後1時～午後5時	<u>9,600</u>
		午後6時～午後9時	<u>10,800</u>			午後6時～午後9時	<u>7,200</u>
		午前9時～午後9時	<u>36,000</u>			午前9時～午後9時	<u>24,000</u>
	会議室 1 室	1 時 間	<u>300</u>		会議室 1 室	1 時 間	<u>200</u>
しらこぼと運動公園野球場	1 面	1 時 間	<u>1,800</u>	しらこぼと運動公園野球場	1 面	1 時 間	<u>1,200</u>
その他の野球場	1 面	1 時 間	1,000	その他の野球場	1 面	1 時 間	1,000
ソフトボール場	1 面	1 時 間	<u>1,050</u>	ソフトボール場	1 面	1 時 間	<u>700</u>
越谷総合公園 多目的運動場	全 面	1 時 間	<u>2,400</u>	越谷総合公園 多目的運動場	全 面	1 時 間	<u>1,600</u>
	2分の 1 面	1 時 間	<u>1,200</u>		2分の 1 面	1 時 間	<u>800</u>
	4分の 1 面	1 時 間	<u>600</u>		4分の 1 面	1 時 間	<u>400</u>

しらこぼと運動公園競技場	競技場 1 面	個 人 1 回	<u>450</u>
		午前9時～正 午	<u>8,100</u>
		団 体 午後1時～午後5時	<u>10,800</u>
		午前9時～午後5時	<u>18,900</u>
	会議室 1 室	1 時 間	<u>150</u>
しらこぼと運動公園第2競技場	全 面	1 時 間	<u>1,800</u>
	2分の 1 面	1 時 間	<u>900</u>
しらこぼと運動公園庭球場	1 面	1 時 間	<u>600</u>
東越谷第二公園庭球場	1 面	1 時 間	<u>600</u>
越谷総合公園庭球場(A・B面)	<u>1 面</u>	<u>1 時 間</u>	<u>600</u>
川柳公園庭球場	<u>1 面</u>	<u>1 時 間</u>	<u>600</u>
出羽公園庭球場	<u>1 面</u>	<u>1 時 間</u>	<u>600</u>
その他の庭球場	1 面	1 時 間	400
サ ッ カ ー 場	1 面	1 時 間	1,000
洋 弓 場	<u>1 的</u>	1 時 間	200
弓 道 場	<u>1 的</u>	1 時 間	<u>300</u>
相 撲 場	全 面	個人1時間	<u>150</u>
		団体1時間	<u>650</u>

しらこぼと運動公園競技場	競技場 1 面	個 人 1 回	<u>300</u>
		午前9時～正 午	<u>5,400</u>
		団 体 午後1時～午後5時	<u>7,200</u>
		午前9時～午後5時	<u>12,600</u>
	会議室 1 室	1 時 間	<u>100</u>
しらこぼと運動公園第2競技場	全 面	1 時 間	<u>1,200</u>
	2分の 1 面	1 時 間	<u>600</u>
しらこぼと運動公園庭球場	1 面	1 時 間	<u>500</u>
東越谷第二公園庭球場	1 面	1 時 間	<u>500</u>
その他の庭球場	1 面	1 時 間	400
サ ッ カ ー 場	1 面	1 時 間	1,000
洋 弓 場	<u>1 面</u>	1 時 間	200
弓 道 場	<u>1 面</u>	1 時 間	<u>200</u>
相 撲 場	全 面	個人1時間	<u>100</u>
		団体1時間	<u>500</u>

2 条文略

備考

(1) 児童又は生徒(義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒をいう。以下同じ。)が7割以上を占める団体が使用する場合又は個人が使用する場合(児童又は生徒がしらこぼと運動公園競技場(会議室を除く。)、洋弓場、弓道場又は相撲場を使用する場合に限る。)の基本使用料は、半額とする。

(2) 単位時間を超えて使用した場合は、その超過した時間(1時間未満は1時間とみなす。)に応じ、超過使用料(1時間あたりの超過使用料は、基本使用料の額とする。ただし、市民球場(会議室を除く。)を使用する場合は3,600円、しらこぼと運動公園競技場(会議室を除く。)を使用する場合は2,700円とする。)を徴収する。ただし、市民球場(会議室を除く。)及びしらこぼと運動公園競技場(会議室を除く。)の2以上の単位時間にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、無料とする。

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

2 条文略

備考

(1) 単位時間を超えて使用した場合は、その超過した時間(1時間未満は1時間とみなす。)に応じ、超過使用料(1時間あたりの超過使用料は、基本使用料の額とする。ただし、市民球場(会議室を除く。)を使用する場合は2,400円、しらこぼと運動公園競技場(会議室を除く。)を使用する場合は1,800円とする。)を徴収する。ただし、市民球場(会議室を除く。)及びしらこぼと運動公園競技場(会議室を除く。)の2以上の単位時間にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、無料とする。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

越谷市民プール設置及び管理条例新旧対照表

新						旧					
別表(第11条関係)						別表(第11条関係)					
1 基本使用料						1 基本使用料					
区 分		午前9時30分 ～正午	午後1時 ～午後3時30分	午後4時 ～午後6時30分	午後7時 ～午後9時30分	区 分		午前9時30分 ～正午	午後1時 ～午後3時30分	午後4時 ～午後6時30分	午後7時 ～午後9時30分
温 水 プ ール	児童・生徒	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>	温 水 プ ール	児童・生徒	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>
	一 般	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>		一 般	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>
	60歳以上	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>		60歳以上	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
ト レ ー ニ ン グ ル ーム	高 校 生	1回 <u>450円</u>				ト レ ー ニ ン グ ル ーム	一 般	1回 <u>400円</u>			
	一 般	1回 <u>600円</u>					60歳以上	1回 <u>200円</u>			
	60歳以上	1回 <u>300円</u>									
2 条文略						2 条文略					
備考						備考					
(1) 条文略						(1) 条文略					
(2) 条文略						(2) 条文略					
(3) 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並						(3) 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童、生徒をい					

びに高等学校等の生徒をいう。

(4) 温水プールの幼児(小学校に就学前の者で、保護者等の付添人のあるものをいう。)の使用料は、無料とする。

(5) 「高校生」とは、高等学校等の生徒をいう。

(6) 条文略

う。

(4) 温水プールの幼児の使用料は、無料とする。

(5) 「幼児」とは、小学校に就学前の者で、保護者等の付添人のあるものをいう。

(6) 条文略